附属書八－B　第八章に関する表

附属書Ⅰ　現行の措置に関する留保

（この附属書中欧州連合の表は、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

日本国の表

頭注

1　この表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して日本国が付する留保について、第八・十二条、第八・十八条及び第八・二十四条の規定に従って記載するものである。

(a)　第八・七条又は第八・十五条
(b)　第八・八条又は第八・十六条
(c)　第八・九条又は第八・十七条
(d)　第八・十条
(e)　第八・十一条

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e)　政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
(f)　措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
(g)　概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される節の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」が他の全ての事項に優先する。

4　金融サービスに関し、

(a)　日本国は、第八・六十五条の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法令に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法令に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。
(b)　サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなく欧州連合の領域において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第八・二条(d)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5　海上運送サービスに関し、海上運送サービスのうち内航海運に係るものに影響を及ぼす措置については、第八・六条2(a)の規定により第八章第B節の規定の適用範囲から及び第八・十四条2(a)の規定により同章第C節の規定の適用範囲から除外されるので、この表には含まれない。

6　第八・七条及び第八・十五条の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する日本国の法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）の別添六を考慮して、この日本国の表には含まれない。

7　この附属書の日本国の表の規定の適用上、「JSIC」とは、総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

一	
分野	
小分野	
産業分類	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書八－B附属書Ⅱの日本国の表の十一の項で規定されているものを除く。） JSIC　〇一　農業 JSIC　〇二　林業 JSIC　〇三　漁業（水産養殖業を除く。） JSIC　〇四　水産養殖業 JSIC　六三二四　農業協同組合 JSIC　六三二五　漁業協同組合、水産加工業協同組合 JSIC　八七一　農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
関連する義務	内国民待遇（第八・八条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資の自由化 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書八－B附属書Ⅱの日本国の表の十一の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注） 注　この概要において、この附属書の日本国の表の十一の項、十三の項、十五の項、三十七の項、この概要において、この附属書の日本国の表の十一の項、十三の項、十五の項、三十七の項、四十三の項、四十四の項、五十二の項及び五十四の項に規定する「国の安全」に言及していることは、第一・五条の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条の規定を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

二	
分野	自動車整備業
小分野	自動車分解整備業
産業分類	JSIC　八九　自動車整備業
関連する義務	市場アクセス（第八・十五条）
政府の段階	中央政府
措置	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六章
概要	国境を越えるサービスの貿易 自動車分解整備業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。